

札幌市民ホールの使用承認に係る事務取扱要領

平成20年10月31日教育長決裁
(一部改正：平成30年3月12日)

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市民ホール条例（平成19年条例第44号。以下「条例」という。）及び札幌市民ホール条例施行規則（平成20年教育委員会規則第11号。以下「規則」という。）に基づく、札幌市民ホール（以下「市民ホール」という。）の使用承認等に係る事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(申込受付時期)

第2条 大ホールの使用申込受付は、使用月の12カ月前の月初日から行う。

2 会議室の使用申込受付は、年2回に分けて行い、1月には使用月4月から9月までを、7月には使用月10月から翌年3月までを行う。

ただし、大ホールと併用して会議室を使用する場合は、大ホール使用申込期日に受付することができる。

3 大ホールと会議室に係る当該月の受付は、それぞれ一斉に受け付けることとし（以下「一斉受付」という。）、大ホール受付に当たっては毎月1日（1月のみ4日）、会議室申込受付にあつては、1月と7月の10日までに開催することとし、開催日が土曜日、日曜日、祝日及び休日の場合は翌日へ順次繰り延べる。

4 会議室の一斉受付日については、ホームページ等で事前に周知するものとする。

5 大ホールの連続利用が月をまたぐ場合は、使用初日が属する月の受付開始日から受付することができる。

(受付方法)

第3条 一斉受付は抽選とし、午前9時30分までに来場した申込者について公開抽選し、申込み順序を決定し受付する。

2 午前9時30分以降の申込者については、一斉受付終了後（会議室は一斉受付日の翌日から）、先着順で受け付けるものとする。

(優先受付)

第4条 次の各号に掲げる公的な事業及び催物については、1年前以前でも受付することができる。

(1) 官公庁及びその外郭団体の催物で公共性が高い催し物であると委員会が認めるもの。

(2) 国際的・全国的・全道的な集会・研究会（ただし政治、宗教及び営業活動を除く）

(3) その他教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めた催し物。

2 優先受付にかかる事業及び催物の利用日数制限は、原則として、土・日・祝日を除いた5日以内とする。

(使用料の納入)

第5条 大ホール及び会議室の使用については、受付と同時に申込書を審査し、所定の使用料を納付させたいえ使用承認書を発行する。

ただし、前条の事業及び催物の使用料は使用月の1年前の月初めまでに納付させるものとする。

(使用料の減額)

第6条 次の各号に該当し、委員会が承認するときは、使用料の一部を減額することができる。

(1) 学校教育法で定める国立、公立又は私立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校又は幼稚園が教育課程に定める範囲内で使用する場合は、次の各号のすべてに該当するときは、使用料の2分の1を減免することができる。

ア その学校の屋内体育館（講堂）等がない場合又は工事等により使用が不能な場合であること。

イ 学校が直接運営し、教職員及び児童生徒が出演して行う行事であること。

ただし、教職員及び児童生徒以外の者が出演し、鑑賞する場合は除く。

(2) 芸術文化団体が使用する場合は、次の各号のすべてに該当するときは、使用料の2分の1を減免することができる。

ア 市民及び主に市民で構成されている団体が主催するものであること。

イ 一般市民が出演等で公平に参加できるように公募されている事業であること。

ウ 一般市民に鑑賞機会が公平に与えられ、入場料その他名称のいかんを問わずこれに類するものを徴しない事業であること。

エ 当該団体並びに上部団体及び下部団体が、国又は地方公共団体の財政援助を受けていない団体の主催する事業であること。

(使用料の免除)

第7条 次の各号に該当し、委員会が承認するときは、使用料の全部を減免することができる。

(1) 委員会が直接主催する学校教育又は社会教育事業で、特にその必要があると認めるものは、使用料の全額を免除することができる。

(2) 非常災害等の場合の避難場所としての使用等公益上やむを得ない場合で、特に委員会が認めたときは、使用料の全額を免除することができる。

(使用料を減免できる場合)

第8条 委員会が公益上特に必要と認められる事業は、その都度これを定め、使用料を減免することができる。

(全額還付)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、収受済の使用料を全額還付する。

(1) 災害その他使用の承認を受けた者の責に帰することのできない事由によって使用不能となったとき。

(2) 条例第10条第1号及び第5号の規定により使用の承認を取消したとき。

(一部還付等)

第10条 使用日の15日前（ホールにあっては、使用日の60日前）までに使用承認の取消し又は変更の申出があり、これに相当の事由があると委員会が認める場合は、取消しにあっては基本料金の5割を控除した額を還付し、変更にあつては差引不足が生じたときはその差額を徴収し、差引剰余が生じたときはその差額の5割を還付する。

2 前項の規定にかかわらず、割増額及び備付物件の使用料は、使用当日までに申し出た場合に限り、全額還付する。

(還付の事務取扱)

第11条 使用料の還付を受けようとする者は、使用取消・使用変更申請書(様式1)を委員会に提出しなければならない。

(後納)

第12条 規則第2条第2項ただし書きの規定に基づく使用料の使用後の納付(以下「後納」という。)は、官公庁及びこれに準ずる者について、使用年度でなければ納付が困難な場合に認めることとする。

(取消)

第13条 使用料の後納又は納付延期の承認を受けた使用者の都合により、使用の取消しがあった場合は、第10条の規定による還付相当額を除いた差額を直ちに納付させるものとする。

2 前条の規定により使用承認の取消があった場合は、第10条の規定による還付相当額を除いた差額を直ちに納付させるものとする。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第14条 条例第14条第1項の規定により指定管理者に市民ホールの管理を行わせる場合における第5条から第13条までの規定の適用については、これらの規定中、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「納付」とあるのは「支払」と、第10条及び第11条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第11条中「様式1」とあるのは「指定管理者が定める様式」とする。

附 則

1 この要領は、平成20年10月31日から施行する。

2 札幌市民ホール使用申込受付事務取扱要領(平成20年2月1日教育長決裁)は廃止する。

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。